



NPO 法施行から明日で 20 年 ～その成果と課題を探る

明日 12 月 1 日は、特定非営利活動促進法（NPO 法）の施行から丸 20 周年。1995 年の阪神・淡路大震災が直接の契機となりましたが、1980 年代以降全国各地で取り組まれてきた民間公益活動を強力に後押しする画期的な法律でした。施行から 20 年、NPO や民間公益活動の現場はどう変わったのでしょうか。

■ 主な非営利法人数		
一般法人		
一般社団法人	50,918	2018 年 10 月現在
一般財団法人	7,241	2018 年 10 月現在
公益法人		
公益社団法人	4,178	2018 年 10 月現在
公益財団法人	5,392	2018 年 10 月現在
NPO 法人	51,770	2018 年 10 月現在
うち認定 NPO 法人	1,085	2018 年 10 月現在
社会福祉法人	20,483	2016 年 3 月現在
学校法人	7,898	2016 年 4 月現在
宗教法人	181,497	2016 年 12 月現在
医療法人	51,958	2016 年 3 月現在
社会医療法人	273	2016 年 10 月現在
特定医療法人	369	2016 年 3 月現在
更生保護法人	164	2014 年 12 月現在

出典：関西学院大学法学研究科 岡本仁宏教授

NPO 立法法の経過

11月5日、関西学院大学の大阪梅田キャンパスに80名を超える参加者を迎えて開催された「NPO法20周年・新公益法人制度10周年関西学習会」。NPO法の制定に深く関わった関係者や、公益法人制度を専門とする大学教授などの専門家などが登壇し、NPO立法法の時々の動きを振り返るとともに、他の公益法人制度との比較、現在もおこなわれている課題などを討議しました。

NPO が続々と折しも「平成の大成」

NPO法制定は「ボランティア元年」ともいわれた95年の阪神・淡路大震災被災地でのボランティア活動を大きな契機とし、ボランティア活動をより展開しやすいようにという趣旨で立案された「ボランティア支援法案」が直接の発端とされています。その後、当時の全政党内から構成員が出る超党派議員連盟の発足、全国各地での学

大きな課題も残る

一方、社団・財団法人の度重なる不祥事を直接の契機に、明治以降100年続いた公益法人制度が抜本的に改革されます。08年12月には通称「公益法人制度改革3法」が完全施行され、それまでの認可制の社団・財団法人制度から、法人登記だけで設立できる「一般社団・一般財団法人」また、NPO法人が介護保険事業をおこな

■ NPO 法に込められた「民主主義を強化する仕掛け」

- 1. 個人から組織（法人）へ**
当時の公益法人法とは異なる特別法。簡易な設立が可能。社員総会の開催明確化など。
 - 2. 国家（政府）公益から多元的（市民）公益へ**
許認可制度ではなく認証制度。所轄庁を都道府県に分散しつつ、複数の都道府県での活動も容易に。10名以上のメンバーの必須化、情報公開の徹底など。
 - 3. 無報酬から非営利へ**
営利を目的としないことを明確化。多様な資金開発を視野に。事業型 NPO も含むとともに、法人税法上は企業と同等に。残余財産の帰属先の限定など。
 - 4. 仲間から参加（みんな）へ**
参加・協力の前提としての非営利性の強調。役員 2/3 以上はボランティア。加入・脱退の自由。政治・宗教活動の制限。高い自治の仕組みなど。
 - 5. 行政監督から市民社会の自治へ**
行政指導は基本的になし。行政による監督も最小限に。定款による自治を実施。解散の容易さなど。
- 出典：NPO 法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会 松原 明理事

また「行政との協働」

条件を満たせば「非営利徹底型一般社団法人」として NPO 法人と同等の税制が適用されることもあり、NPO 法人ではなく一般社団法人で公共的な事業を担うケースが増えています。これに対して、NPO 法人数は昨年 4 月に初めて純減し、今年に入っては減少の傾向が強くなってきました。

立法時の精神をもう一度

NPO 法制定に大きく貢献された松原明さん（NPO 法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会理事）は、NPO 法施行から 20 年が経過し、社会課題解決の手段として団体を設立し、活動を行うことが当たり前になった

大きな課題も残る

一方、社団・財団法人の度重なる不祥事を直接の契機に、明治以降100年続いた公益法人制度が抜本的に改革されます。08年12月には通称「公益法人制度改革3法」が完全施行され、それまでの認可制の社団・財団法人制度から、法人登記だけで設立できる「一般社団・一般財団法人」また、NPO法人が介護保険事業をおこな

大きな課題も残る

一方、社団・財団法人の度重なる不祥事を直接の契機に、明治以降100年続いた公益法人制度が抜本的に改革されます。08年12月には通称「公益法人制度改革3法」が完全施行され、それまでの認可制の社団・財団法人制度から、法人登記だけで設立できる「一般社団・一般財団法人」また、NPO法人が介護保険事業をおこな

大きな課題も残る

一方、社団・財団法人の度重なる不祥事を直接の契機に、明治以降100年続いた公益法人制度が抜本的に改革されます。08年12月には通称「公益法人制度改革3法」が完全施行され、それまでの認可制の社団・財団法人制度から、法人登記だけで設立できる「一般社団・一般財団法人」また、NPO法人が介護保険事業をおこな

みんなでつくる情報板 わかやまイベントボード

- おもしろ環境まつり
気候・生き物、エネルギー、食べもの水、3R など環境を取り巻く様々な問題、親子で楽しみながら考えませんか。様々な体験ブースもあります。
日時 12月2日(日) 10:00～15:00
場所 みその商店街
参加費 無料(有料の体験・販売ブースあり)
問い合わせ おもしろ環境まつり実行委員会事務局 (073-499-4734・わかやま環境ネットワーク内)
- Welcome to our Winter Wonderland!
リトミックと英語、どちらも体験だけでなく親子で触れ合う時間を楽しみましょう。
日時 12月13日(木) 10:30～11:30
場所 和歌山ビッグ愛 6階スタジオ
対象 生後4ヶ月～未就園児までの親子
参加費 1,500円(きょうだい1人追加参加につき500円)、お土産あり
定員 20組
問い合わせ・申込み 和歌山ビッグ愛 (073-435-5200)
- 和歌山大学観光カリスマ講座
大阪ミナミのまちづくりについて学びます。
日時 12月13日(木) 18:00～19:30
場所 和歌山大学西4号館(観光学部)
講師 和田真治さん(南海電気鉄道株式会社 営業推進室 ば・まち創造部長)
参加費 無料
定員 80名(要申し込み・受講申込書の提出が必要)
問い合わせ 和歌山大学観光学部・観光実践教育サポートオフィス (073-457-8581)
- 子ども食堂は地域に何を残すか
子ども食堂の実践者、研究者が一堂に会し、子ども食堂の現状と課題について話し合います。
日時 12月15日(土) 14:30～17:00
場所 なるこみ(和歌山市鳴神・宇都宮病院敷地内)
定員 50名
参加費 無料
問い合わせ NPO 法人健康とコミュニティを支援するなるこみ (073-471-3148、メール renkei.situ@utunomiya-hospital.com)

みんなで守ろう！日本の希少生物種と自然環境 双眼鏡で野鳥を見てみよう！ Part 1

双眼鏡って知っていますか？

双眼鏡で空を飛んでいる鳥を見ることがありますか？

和歌山市の端にある大川地区で冬の鳥の観察をします。日本野鳥の会和歌山支部の方々に双眼鏡の使い方を教えてもらってどんな鳥がいるのか観察し、感じたり学んだりしながら、豊かな森をどう未来に残し伝えるかを考える、体験型イベントです。

- 日程 12月15日(土) 9:00～12:00
 - 集合場所 NPO 法人南海せとうちジオガーデン駐車場 和歌山市大川 318 (073-459-1397)
 - 対象 3歳以上の方ならどなたでも
 - 定員 30名(事前申し込みが必要)
 - 雨天中止の場合、代表者にメールでご連絡いたします
 - 小学校以下の方は保護者同伴でご参加ください
 - 大人だけの参加も大歓迎！
- 【服装】
動きやすい服装、靴はスニーカーやトレッキングシューズをおすすめします。
屋外の活動ですので長袖・長ズボンで。直射日光、防寒に気をつけてください。
- 【持ち物】(リュックやウエストポーチが便利です)
筆記用具、水筒(すいとう)。双眼鏡をお持ちの方はご持参ください。



をいま一度大切にしながら、人口減少や行政の財政難、地域のつながりの希薄化と格差の拡大といった様々な課題にみんなで立ち向かっていく営みが必要であると訴えます。この20年で社会が獲得した様々な成果と課題を、次の20年で少しでも解決につなげられるよう、わたしたち和歌山県内で様々な取り組みを進めます。読者のみなさまもぜひ、ご協力ください。(志場久起)

主催：認定 NPO 法人わかやま NPO センター
日本野鳥の会和歌山県支部
NPO 法人南海せとうちジオガーデン
協力：和歌山県立自然博物館
認定特 NPO 法人日本 NPO センター
協賛：損保ジャパン日本興亜株式会社